

平成24年第1回竹原市議会定例会会議録

平成24年3月8日開議

(平成24年3月8日)

議席順	氏 名	出 欠
1	山 元 経 穂	出 席
2	高 重 洋 介	出 席
3	井 上 美 津 子	出 席
4	山 村 道 信	出 席
5	大 川 弘 雄	出 席
6	道 法 知 江	出 席
7	宮 原 忠 行	出 席
8	片 山 和 昭	出 席
9	北 元 豊	出 席
10	稲 田 雅 士	出 席
11	松 本 進	出 席
12	吉 田 基	出 席
13	脇 本 茂 紀	出 席
14	小 坂 智 徳	出 席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 宮 地 憲 二

議会事務局係長 住 田 昭 徳

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	小 坂 政 司	出 席
副 市 長	三 好 晶 伸	出 席
教 育 長	前 原 直 樹	出 席
総 務 部 長	今 榮 敏 彦	出 席
総 務 課 長	桶 本 哲 也	出 席
情 報 化 推 進 室 長	平 田 康 宏	出 席
企 画 政 策 課 長	豊 田 義 政	出 席
財 政 課 長	塚 原 一 俊	出 席
税 務 課 長	沖 本 太	出 席
会 計 管 理 者	堀 川 豊 正	出 席
監 査 委 員 事 務 局 長	木 村 忠 志	出 席
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	桶 本 哲 也	出 席
市 民 生 活 部 長	谷 岡 亨	出 席
市 民 健 康 課 長	森 野 隆 典	出 席
ま ち づ く り 推 進 課 長	大 澤 次 朗	出 席
文 化 生 涯 学 習 室 長	西 口 広 崇	出 席
忠 海 支 所 長	森 野 隆 典	出 席
人 権 推 進 室 長	谷 岡 亨	出 席
福 祉 課 長	大 宮 庄 三	出 席
子 ど も 福 祉 室 長	井 上 光 由	出 席
建 設 産 業 部 長	柏 本 浩 明	出 席
産 業 振 興 課 長	中 川 隆 二	出 席
観 光 交 流 室 長	堀 信 正 純	出 席
建 設 課 長	大 田 哲 也	出 席
都 市 整 備 課 長	有 本 圭 司	出 席
区 画 整 理 室 長	有 本 圭 司	出 席
下 水 道 課 長	沖 谷 秀 一	出 席
農 業 委 員 会 事 務 局 長	西 原 正 教	出 席
教 育 委 員 会 教 育 振 興 課 長	久 重 雅 昭	出 席
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	亀 井 伸 幸	出 席
水 道 課 長	前 本 憲 男	出 席

付議事件は下記のとおりである

日程第28 一般質問

午前10時00分 開議

議長（脇本茂紀君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

昨日に引き続き一般質問を行います。

質問順位8番、宮原忠行君の登壇を許します。

7番（宮原忠行君） 市民会議の宮原忠行でございます。平成24年第1回定例会議における一般質問をさせていただきます。

今予算議会は、去る1月24日に招集された第180回通常国会が、消費税国会と呼ばれているように、地方自治体も包摂した政府が提供すべき行政サービスのあり方と国民負担の割合について国民の選択を迫る一方、竹原市においても、国民健康保険税平均12.5%、介護保険料平均15.2%、後期高齢者保険料平均7.48%の増税を審議、決定しなければならないという苦渋の決断を求められる歴史的な議会であります。特に高齢者の方々におかれては、その理屈がどうであれ、向こう3年間にわたって年金が減額される中での負担増であり、生活に直結する問題であります。また、全勤労者の約4割にも達する非正規労働者にとっては、まさに飢餓状況へと追い立てられることが憂慮される場所でもあります。さらに、竹原市の中心的課題の一つである商業振興、商店街活性化という観点からしても、減り続ける市民所得の趨勢の中での公的負担の増加は、可処分所得の減少化と消費不振を加速化させ、小売、商業、飲食業者の方々の生活を脅かしかねない問題でもあります。そうであるがゆえに、二元代表制における市長と議員との政治対話、討論を通じて、市民への説明責任を果たし、納得をしていただくよう、ともに努力する必要があります。

こうした観点から、私との質疑、討論を通して、市長としての市民への増税の必要性、緊急性について説明責任を果たされるよう、議長に格段の御配慮をお願いして、一般質問に入らせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

まず最初に、国民健康保険税平均12.5%、介護保険料平均15.2%、後期高齢者保険料平均7.48%が増税された場合の被保険者の負担総額をそれぞれの税目、料別の総額と合計額は幾らになるか、お示し願いたいと思います。

また、その場合に、市民総体としての可処分所得と消費活動の減退が、市内小売業、飲食業者等に相当の経営上の打撃を与えると考えられますが、この点について、市民生活の

安全・安心に直接的な責任を有する市長として対策を考えられていますか。

あるいは無年金者、低所得者等、いわゆる社会的弱者への配慮と対策について、減免制度の改正、給付について検討される用意があるか、市長の御所見をお伺いさせていただきます。

次に、地方税法第703条の4第3項、第4項に定める国民健康保険税の標準課税総額と納税義務者への案分のあり方についてお伺いさせていただきます。

国民健康保険税は目的税であるところから、毎年度の国民健康保険事業に要する費用の限度を超えて賦課徴収すべきでないのは当然であるが、他の目的税のように、課税限度を個々の受益を基準に定めることもできず、また税率による制限も各市町村における国民健康保険事業に要する経費、負担能力等の事情が異なることから、その標準を定めることは困難であることから、国民健康保険では課税総額を一定の基準で算定することによって、総枠に制限を設け、これを納税義務者に案分することとされています。これを規定したものが、地方税法第703条の4第3項、第4項並びに第5項以下の規定であります。

竹原市においても、国民健康保険を規定した地方税法にあわせ、各年度における議会審議、統制を通して受益と負担のあり方について、市民の皆様方にも考えていただく機会を提供すべきであると考えます。市長の御所見をお伺いいたします。

3点目に、現在、政府において進められている社会保障と税の一体改革と言われる消費税増税に対する市長の認識と今後の対応についてお伺いさせていただきます。

消費税増税について、全国知事会は2008年から地方の財源にもなる消費税の引き上げを議論し、翌2009年には、早くしないと地方財政が破綻しかねないとも提言もしてきました。また、市町村長や地方議会も、地方消費税の充実拡大を政府・与党に求めてきました。さらに消費税5%の増税分のうち、1.2%とされていた地方消費税について、地方単独事業としての社会保障費の上乗せを求め、結果的に0.34%が加算され、1.54%の配分が決定されました。しかも、この配分を決めた昨年末の国と地方の協議の場には、全国市長会や全国都道府県議会議長会の会長ら、地方六団体のトップが並んでいたのです。

こうした経緯を踏まえるならば、地方消費税の充実拡大を要求した全国市長会の構成員として、また政府財源に多くを依存する竹原市財政運営の最高責任者として、消費税増税の必要性、緊急性について、市民への説明責任を果たし、納得していただくための政治的 노력을すべきであると思われまます。

こうした観点から、次の5点について市長答弁を求めます。

① 世界最大の政府債務を抱えるに至った歴史的経緯等について。

② 深刻なデフレ経済下での消費税増税の適否について。

③ 財政再建、社会保障財源として、なぜ消費税増税でなければならないのか。

④ 消費税が増税された場合における竹原市経済と市民生活への影響予測とその対策について。

⑤ 第180国会において、消費税増税が実現しなかった場合の平成24年度竹原市予算への影響について。

4点目に、昨年3月11日に発災した東日本大震災の復興財源として予定されていた国家公務員給与の7.8%削減は、0.28%減の人事院勧告の実施並びに地方公務員への波及と労働協約締結権を疑問視した野党、特に自民党の反対により廃案となりましたが、しかしながら、去る2月17日に、政府提出法案は取り下げないが、自民、公明両党案を基本に修正し、成立させるとして、国家公務員給与については、平成24、25年度は人勧実施も含めて平均7.8%削減すること。地方公務員への波及は附帯決議で自治体に求めること。労働協約締結権を付与する公務員制度関連法案は、制度の全体像を示した上で、審議入りと合意形成に向けての環境整備を図ることを要旨とする民主、自民、公明3党基本合意が成立し、2月23日、関連法案が成立し、復興財源5,800億円が確保されたところであります。

3党基本合意において示された地方公務員の給与削減と労働協約締結権に関する附帯決議等に関する市長の御所見をお伺いさせていただきます。

最後の5番目の質問については、質問時間の余裕を取りたいと思いますので、これは取り下げさせていただきますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

以上でもって壇上での一般質問を終わらせていただきます。

議長（脇本茂紀君） 順次答弁を願います。市長。

市長（小坂政司君） 宮原議員の質問にお答えをいたします。

まず1点目の御質問についてであります。被保険者の負担総額につきましては、国民健康保険税で7億2,647万7,000円、介護保険料の第1号被保険者分で5億8,823万3,000円、後期高齢者医療保険料で3億252万9,000円、合計で16億1,723万9,000円となっております。無年金者や低所得者などに対しましては、国民健康保険制度では、所得額に応じて応益割額を7割、5割、2割減額する制度が

あります。後期高齢者医療制度でも、所得額に応じて均等割額を9割、8.5割、5割、2割、所得割額を5割軽減する制度があり、介護保険制度でも基準額の5割での保険料設定をするなど、制度上、減額措置が設けられており、また新たな負担軽減措置として、保険料第3段階に、所得に応じて5%減額する特例標準割合を設けているところであります。また保健事業の推進、後発医薬品の推奨などにより、給付費の適正化を図り、歳出の抑制に努めております。

しかしながら、これらの保険税及び保険料は、不均一で偶発的な保険事故に対する給付、いわゆる保険給付に充てられるものであるため、これらの保険制度の受益者となる被保険者には、受益に対する負担が必ず生じること、また負担額を算定する基準として、前年の収入状況によって額が決定することから、どうしても救済することが必要な方が出てくると考えております。その救済方法といたしましては、減免などの賦課面での対応と、分納や徴収猶予、滞納処分の執行停止など徴収面での対応があると認識しております。

こうした認識の中で、納税あるいは納付が困難な方に対する救済のあり方といたしまして、いずれの方法が適切であるかと考えるのかは、さまざまな意見があると考えておりますが、いずれにいたしましても、市内小売業者、飲食業者などの方も含めて、負担が難しい方に対しましては、事情をしっかりと聞きする中で、適切な対応をしてまいりたいと考えております。

保険税及び保険料、もしくは保険制度利用による一部負担金に対する減免制度につきましては、減免制度が適用されない被保険者においても公平性について受けとめ方がそれぞれあるため、より多くのコンセンサスを得られるような形で、また保険財政運営への影響も勘案しながら制度設計をする必要があると考えております。

これらの制度の見直しにつきましては、運用面や適用基準などにおきまして、今後の保険制度の抜本的な改正を注視しつつ、社会情勢の変化などによって課題が生じた場合につきましては、その解決に向けて随時検討が必要であると考えております。

次に、2点目の御質問についてであります。地方税法第703条の4第3項の規定につきましては、国民健康保険税が任意税率を採用しているため、賦課できる総枠を標準基礎課税総額として定めているものであります。その趣旨につきましては、国民健康保険税は目的税であり、毎年度の国民健康保険事業に要する費用の限度を超えて徴収すべきでないことから、その総枠の設け方について、目安として一定の算出方法を示しているものと認識しております。

その趣旨を踏まえ、税率を設定する際には、必要と見込まれる保険給付費などに対して、国庫支出金、県支出金などの財源を控除し、積算した額を標準基礎課税総額相当であるとみなし、その額を賦課する限度額としております。

地方税法第703条の4第4項の規定につきましては、市町村が通常よるべき標準的な割合を定めたものであり、応能、応益の両原則に基づき算定される国民健康保険税の建前を大幅に崩すような極端なものでない限り、これを変更することは可能なものと考えております。

このたびの税率を設定するに当たり、税収で確保が必要な額を資産割の税率を据え置くことを前提にして標準的な割合で算定したものであり、その上で不足する応能割分については、所得割の税率に上乘せする形で調整しております。

資産割の税率を据え置くこととした理由につきましては、これまで本市において引き下げてきたこと、県内でも廃止している市があり、資産があることが担税力に結びつきにくくなっている状況にあると考えられることから判断したものであります。

今後は、現在、国において議論されている税と社会保障の一体改革など、医療制度改革の動向なども考慮しながら、毎年度、適正に検討を行い、国民健康保険運営協議会や議会にお諮りをしてまいりたいと考えております。

次に、3点目の御質問についてであります。国内では昭和後期から平成初期にかけて資産価格の上昇や好景気による、いわゆるバブル景気に沸いておりましたが、その後は資産価格の急激な下落などにより景気が後退しました。国はこの状況を打開するため、経済対策として公共投資の拡大や特別減税など数次にわたる取り組みを行ってまいりましたが、一方で人口減少、少子・高齢化の進行による社会保障経費の増加、また海外における金融危機の影響などによる長引く景気の低迷により、税収入が減少するなど、厳しい状況が続いております。このデフレ経済下で、少子・高齢化の進行による社会保障経費の増加は深刻な問題となっており、将来の社会保障などへの不安から家計消費の抑制につながることも予想されております。

このような中で、地方六団体においては、社会保障サービスを持続的に提供できるよう、地方消費税の引き上げなどにより、偏在性の少ない安定的な財源を確保すべきとの共同声明を出したところであり、国においても今後の社会保障の安定財源確保と財政の健全化を図るため、高い財源調達力があり、また特定のものへの負担が集中しないなどの特徴を持つと言われている消費税について議論されているところであります。

この改正案の主な内容は、現行税率の5%を、平成26年4月1日から8%に、平成27年10月1日から10%に引き上げるものとなっており、引き上げ分には地方消費税分も含まれております。

また、その使途については、国、地方とも社会保障財源として明確化されていることから、現在、増加の一途をたどる社会保障給付についての負担を将来世代に先送りすることなく、今後において予想される、さらなる少子・高齢化の進行による社会保障経費の増加に対応できるなど、市民へ安定した社会保障サービスを提供するための必要な財源になるものと考えております。

しかしながら、この消費税の引き上げについては、政府内でも慎重な意見が出ていることもあり、法案として提出されたとしても成立までに至るかは依然として不透明な状況にあります。このことから、平成24年度以降においても、市民へ安定した社会保障サービスを提供するためには、生活習慣病対策や介護予防事業の推進による給付の抑制、給付の適正化、税や保険料の徴収強化に取り組むなど、事業の選択と集中により、持続可能な財政基盤の確立に努めなければならないと考えております。

次に、4点目の御質問についてであります。政府は我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性にかんがみ、一層の歳出削減が不可欠であることから、国家公務員の人件費を削減することとし、先月、国会公務員の給与の臨時特例に関する法律が成立したところであります。

国家公務員の給与につきましては、まず今年度の人事院勧告を昨年4月にさかのぼって実施した上で、平成24年度から2年間、平均7.8%を引き下げ、削減分は東日本大震災の復興財源に充てられることとされております。国家公務員の給与削減を地方公務員へ波及させることにつきましては、地方公務員法と国家公務員の給与の臨時特例に関する法律の趣旨を踏まえ、「自主的かつ適切に対応されるものとする」との文言を、国家公務員の給与の臨時特例に関する法律の附則に規定されたものでありますが、地方公務員の給与につきましては、国及び他の地方公共団体などの状況を考慮し、それぞれの地方公共団体の実情に応じて判断するものと認識しております。

本市におきましては、これまで職員の定員・給与の適正化や事務事業の見直し、民間委託の推進などにより、給与関係費のほか内部管理経費の節減対策に取り組んできたところであり、現在も給与水準の適正化に向けて取り組みを行っているところであります。

いずれにいたしましても、職員の人件費については、常に検証する必要はありますの

で、本市を取り巻く社会情勢や財政状況などから総合的に判断してまいりたいと考えております。

なお、国家公務員の協約締結権の付与などを規定する国家公務員制度改革に関する法案につきましては、昨年6月に国会に提出されたものの、実質的な審議には至っていない状況であります。今後の国の動向や法案の審議の状況を注視してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） まず、1つ目の質問でありますけれども、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、この合計額で16億1,723万9,000円が家計から公的部門である竹原市へ移転をしてしまうんですね。恐らく私はこの16億1,723万9,000円が家計から竹原市へ移転することによって受ける商業界、経済界の打撃はかなり大きなものがあると思うんですね。これは太いですよ。ですから、例えば、国において、そうした増税をする場合は、必ず所要の、例えば、国民生活へ直結した場合であれば、今までですと所得税減税とか、あるいはその他にもろもろの社会福祉対策とか、あるいは経済対策を行った上で増税をしていくと、こういうことになるんですね。本来ならば、来年度の予算も竹原駅前商店街のアーケードの改修等へ向けて相当の予算が含まれていますよ。

それで私も初議席を得てからずっと商業対策とか駅前商店街の振興対策について提言もし、また所要の予算措置も講じていただいておりますけれども、そうした今までの対策をすべて吹き飛ばすような16億円の家計支出が圧迫されて、もっといえば可処分所得、自由に消費に回せるお金が竹原市のほうへ吸い取られたわけでありますから、当然それに対して、市長自身も竹原市の中心市街地の活性化問題とか、あるいは商業対策については、るこれまでも施策を打ってきたことを誇りにされ、そしてこれからもそうした中心市街地の問題、活性化の問題であるとか、竹原市の地域経済の振興に最大限努力をしていくとおっしゃられながらも、そこら辺の低所得者へ、あるいは全く、例えばですよ、国民健康保険税でいえば、基礎控除での33万円を切る方も恐らくおられると思いますよ。それで、そうした無年金者とか33万円以下の所得しかない人に対しても、何らの生活的な配慮なしに、もっといえば、そうした人々の安全・安心を脅かしながら増税だけをお願いするというのが、果たして為政者としてあるべき姿なのかどうかということですよ。そし

てまた一方において、長く不振と低迷を続ける竹原市の小売業界等に対して、いかなる手当を打つのか。その地域経済対策というのも、本来ならばあわせて提示をされるべきであると、このように考えるわけでありますが、この2点についてどうお考えになられるか、お答えをいただきたいと思えます。

議長（脇本茂紀君） 市民生活部長。

市民生活部長（谷岡 亨君） ただいまの御質問についてでございますけれども、議員御指摘のとおり、国民健康保険税あるいは介護、後期高齢者等の負担増に伴いまして、被保険者の皆様には多大な御負担をお願いするということになっております。こういったことは一定には、国保制度などを初めとする保険制度におきましては、今日の少子・高齢化とか、そういったことを初めとする構造的な問題も一つは含んでいるものというふうに認識をいたしておるところでございます。

また、そういった中で、それぞれの国保税あるいは保険料等の値上げにつきましては、一定には基金を投入させていただいて、値上げ幅の圧縮等をさせていただく中で、今日の厳しい経済情勢の中で御負担をお願いせざるを得ないという状況になっているものでございますので、これはこういったことで各保険事業を安定的に運営をさせていただくということで、やむを得ない中での値上げをお願いするというところで御理解を賜りたいというところでございます。

それと、低所得者対策ということでございますけれども、これは確かに国のほうの税と社会保障の一体改革といった中におきましても、特に消費税を上げるとかという中では、一定に低所得者に対する対策というものが国のほうにおいても議論されておるといことはございます。こういったものは国のほうの議論も注視しつつ、本市といたしましても、そのあり方等については、ひとつ今後、研究をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

議長（脇本茂紀君） 産業振興課長。

産業振興課長（中川隆二君） 今回の保険税、保険料の増額に伴う経済活動への影響というところでの御質問でございますけれども、当然我々としましても、消費者側、消費行動の後退というようなことでの影響があるということになれば、今後において、例えば、今現在も市融資であるとか、商工会議所が融資をされております政府系のマル優、マル経とか、こういう金融商品、いわゆるセーフティーネットのような形での支援というようなものも今後の消費活動、商業関係者の御意見も聞きながら実施をしていきたいと思えます。

けれども、現実問題としまして、やはり商業、商工業といたしますか、これらの事業活動については、収益を上げることが一定には前提とした社会活動ということがございますので、こうした増税といたしますか、社会保障の負担増に伴う部分については、これまでの歴史から見ましても、各事業者において、いろいろとさまざまに知恵を出していただいているというようなことで、採算性の確保については、事業者側も十分努められるというふうには思っておりますけれども、その中で、どういった施策が、後ほどの消費税とも絡んでくるとは思いますけれども、そういう中で、一定には、今、産業振興課、市として支援をさせていただいている部分については、金融商品が主ではございますけれども、そういう部分で昨日も、例えば、商品券のような活動はないかというようなことが現時点ではございませんけれども、そういったことでどうしてもそういうセーフティーネット的な配慮しなければいけないというような事態が起こった場合には、当然そういった部分も支援策も考えていかなければいけないというふうに考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） 答弁を聞いておまして、これだけの増税をするについて、それこそそうした各般への目配り、気配りといたしますか、そうしたものが全く出されずに、それで、国民健康保険運営協議会の議事録を読ませていただいた上で申し上げますけれども、県からの強い指導があつて上げざるを得んのじゃというようなことを各委員の方々には説明をされておられるわけです。それで、例えば、産業振興課長、私は非常に優秀で頑張っておられるなど、こう思いますけれども、やはりよく聞く声が、上から目線で見られておるということで、これは個人攻撃をする意味はないんですよ。私はあなたの能力も意欲も随分高く買っておるけれども、なぜそこでそれだけ頑張つて成果を出しながら、なぜ関係者の方々からお礼の言葉なり、あるいは励ましの言葉なり、共感の言葉なりがなかなか出てこないのかなど。こういうふうに私常々疑問に思つて残念だなと、こういうふうに思つておつたわけです。私今の答弁聞いて、ああまさにそうだなと。

それはそうですよ、自己責任において、自己の経営する店、これをあるいは会社を運営するのは当然ですけれども、残念ながら、一定に年をとつて、もうほかに職業選択の余地もない、これでしか飯食うことができんということの中で、赤字を出しながら、税金も払えずに、それでも日々命をつないでいかなければならない、そういう方々も一定におつたことこの理解が完全に欠落しておるんですよ。そしてマル経の状況もですよ、私は中身

までは知らないが、相当危険な状況にあるのではないかとということも私はわかりますよ。まさにマル経こそが破綻するんじゃないかという恐れすら私は持っておりますけれどもですね。ですから、内情をよく知っておられる方は、亀井静香さんのおかげでもう1年持ちこたえることができると。それは何かといえば金融円滑化法ですよ、借金の繰り延べですよ。この金融円滑化法が切れたときに、果たして竹原市の商業者の風景が今のままの姿であり続けることができるのかどうか、私は非常に危惧をしておるんです。私も在職中、収納係長も経験をしましたよ。一人一人の滞納者の顔が私の頭の中に浮かんで消えていきますよ。大変だろうなど。これだけの負担をどうやって背負い切れるんだろうかなど。そういう思いは胸が痛むほどありますよ。それで、あなた方が国民健康保険制度というものを本当に理解した上でおっしゃられるなら私はわかる。とてもじゃないけど、本来の社会保障としての国民健康保険制度のその存立のスタートからの考え方そのものが理解できていないと、私はこのように考えておるわけですよ。

それで、本来ならば、例えば、国民健康保険税の基礎控除のところの33万円以下の方が、すべて生活保護へ移行できるならいいですよ。そうはなっていないでしょう。そうはなっていないところに国民健康保険が社会保障としての制度としてスタート時点から抱え込んだ大きな問題だったんですよ。そのところの基本的な認識というものが私はどなたにもできていないと、このように断定せざるを得んのですよ。私、在職中も申し上げてきたが、じゃあその人たちはかすみを食って生きていけというんですか、それとも死ねと言われるんですか。そういうことになるでしょう。じゃあ、憲法25条が保障したところの、まさに松本議員がいつも言っておられるところの生存権というものをどのように理解するかと、こういうことになるわけでしょう。それで、本来ならば、それが所得がないということで、生活保護のほうへ移行するならいいですよ。生存権保障されるでしょう。しかし、やはり生活保護にかかわるイメージというものが、権利としての生存権の保障としての、権利の主張としての生活保護受給ということにはなかなかかなりがたい、特に高齢者の方々にとっては、お上の世話になることは恥なんじゃないというふうに固定観念を植えつけられた方々もおるわけじゃないですか。じゃあ、そういう方々に対してどうするのか。16億円からの家計から、ある意味で言えば収奪するわけですからね。当然、一般財源による別建ての形での、例えば、福祉年金とか福祉手当といいますが、私はそうしたものも検討をされてもしかるべきだと思うんですよ。それで、産業振興課長が言われるように、自己責任ということは、私はおかしいと思う。それならば、融資もやめればいいんですよ。

どうぞ市場から退場してくださいと市長が堂々と言うべきですよ。そうでしょう。そうしたことも言わずに、ただ出せば市長が提案すれば、何ものしに楽に通るだろうと、こういうふうに安易な考えに基づいてされておるんじゃないですかね。

そこでちょっと質問を変えますよ。そもそも国民健康保険制度とは、どういうもんじゃったのでしょうかね、どういうふうに認識されておられますか。例えば、住民税がありますよ、固定資産税がありますよ。そしてそれが国民健康保険税やろうが、国民健康保険料じやろうが、おおよそ個人に係る税として、例えば、政府においても、また地方自治体においても、どのように認識されてきたか、その点について、どのようにお考えになられるか、答弁を願いたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 市民健康課長。

市民健康課長（森野隆典君） 竹原市の国民健康保険につきましては、国民健康保険法第1条の、この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とするという理念に基づきまして、竹原市で国民健康保険ということで運営をしておるものでございます。

以上です。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） 市長、私は市の職員、優秀だと思うんですよ。しかし、今の答弁聞かれて、どういうふうにお考えになられるか。国民皆保険制度としての国民健康保険ですよ。皆保険なんですよ。所得がゼロの人も、例えば、私のおじいさんなんかも随分長く寝込んで、みんな苦勞しておりましたけれども、そういう所得のない人も国民健康保険入れなきゃならんのですね、赤ちゃんも入れなきゃならんのですね。所得ゼロですよ。だから、いろんなところでいろいろ言われておるのが、国民健康保険は一人一人の被保険者にとって最も重い税負担なんだと、こういうふうに言われておるわけですよ。それで、今年度、全国市長会でも提言といいますか、陳情といいますか、市長のほうも恐らく国民健康保険の内容も含んだ陳情活動を全国市長会としてされておると思うし、それに私は参加されたと思いますよ。そうなんですよ、国民健康保険税が最も重いんですよ。ここで、今の例えば、重いからこそ低所得者への軽減対策、これが国民健康保険制度がスタートして、数年後には低所得者への軽減対策というのが制度化されていく話ですよ。それで、そのときに全国町村会が政府に対して最も重いんだと。そしてそれは個人にとってもそうであるし、また市町村行政にとってももう負担に耐えられんのだよと。これを国家の責任として低

所得者へも国民健康保給付を受けさきにあいくまあがと、何考えておるならと、わかりやすく言うかね。それで、そういう形で要望していったわけですよ。それで、例えば、そのところの全国町村会が政府に対して、どういう要望をしていったか。もし事前に調査うか、調べられた方がおられたら、ちょっと答弁をお願いしたいと思います。どなたでも結構です。

議長（脇本茂紀君） 副市長。

副市長（三好晶伸君） 昨年の6月、11月に全国市長会、あるいは全国知事会を通じて、その構成員である竹原市も参画する中で、国民健康保険制度等に関する重点提言というようなことで、国のほうに強く要望した内容について、御説明を申し上げます。

まず2点ございます。1点は医療制度改革というようなことで、医療費が高騰する中でこのこれからの医療制度の改革ということでございますが、これに伴っては、この制度を進めるに当たっての市町村の負担増を決して招かないように国の責任において万全の対策を講じることというのが強く言われております。

そして2点目は、国民健康保険制度についてでございます。当面、制度に移行するまでの間、国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、都道府県と市町村の適切な役割分担のもと、国保の広域化を推進するとともに、国庫負担割合の引き上げなど、国保財政基盤の拡充強化を図り、国の責任と負担において実効ある措置を講じること。とりわけ低所得者層に対する負担軽減策を拡充強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化することということ強く要望したところでございます。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） 私、かつてある経済学者の言葉を引用してお話をさせていただいたことがあります。歴史は何も語らないが、歴史を学ぼうとしない者は歴史によって断罪されると、こういうふうなことを言われておる方がいらっしゃいますよ。私、かつて今の市民生活部長の前任の部長とは同級生でありまして、いろいろ話をしておりましたよ。彼も非常に読書家でありまして、そうした問題に対して、非常に鋭敏であったといえますか、果たして今のように、確かに今の職員優秀になったんだけど、そのテクノクラートといえますか、ある意味でいえば、技術的ないうか、むしろそうした歴史とか、あるいは人間性とか、あるいは人情の機微とか、どうもそういうことに対して感性が欠けるんよ。それで、時には怒りたいこともあるんじやが、お前なら怒るんじやろうが、わしゃよう怒らんけんのういうてね、というような話をしたこともありますよ。

そこで、改めて低所得者に対する軽減策を政府に対して求めたときの全国町村会の文言をちょっと読み上げさせていただきたいと思います。

国民健康保険制度の改善に関する要望。国民健康保険は、被保険者の税負担においても、保険者たる町村の財政負担においても、もはやその限界に達しており、一方、給付水準引き上げは遷延を許さない状況にある。国民の半数を要する国民健康保険制度の充実なくして国民皆保険の完成はなく、その大半が低所得階層によって構成されている国民健康保険制度は、社会保障の充実を目標に、これが抜本的改革を行うべきであるが、当面、早急に改善を要する先、各項の実現を要望する。

第1番目が、療養給付の割合を7割に引き上げ、国庫負担の割合を少なくとも5割以上にすること。2、被保険者のうち、低所得者層に対しては、国庫負担による保険税の軽減措置を講ずること。3、保険者の事務費用、実態に即するよう引き上げること。4、保健婦に対する補助率を2分の1に引き上げ、その基準単価は少なくとも30万円以上とすること。5番目は直営の診療施設、町や村で国民健康保険病院を持っておるところがありますからね。それに対する補助ですよ。

そうしますと、ほぼ今の原形というのは、この町村会の政府に対する要望によって骨格がつくられたと、こういうことですよ。昭和37年ですね。それで、その当時は、米価の引き上げや何じゃかんじゃで大変な時代状況の中で、こうした要望がなされていったんですね。それで、こうした要望を受けて、政府の税制調査会において、町村会の要望に応じるような形で、いろいろ議論はあったんですよ。いろいろ議論はあったけれども、やはりその国民健康保険税が現に地方税として極めて重い負担を住民、特に低所得者に課しているものであり、早急にその負担の軽減を図る必要があるとの結論に達したと、こうなったんです。それで、平生は、やれ分権とか竹原らしさとか、いろいろとおっしゃられるけれども、現実に出てくる言葉は国の動向でしょう。それじゃ竹原市民の負託を受けた竹原市長としての政治的な重みとか、そうしたものが全く感じられんのですよ。もっといえば、為政者としての主体性の喪失ということを私は指摘をさせていただかなければならんと思うんですよ。言葉は過ぎるかもわかりませんがね。そうでしょう。じゃから私は常々基礎自治体の（発言する者あり）いやいや、市長、答弁して反論していただいてよろしいですよ。そうでしょう。申しわけないが、最近そういう態度が、あなた目につきますよ。だったら堂々と反論すればいいじゃないですか、反論待ちます。

議長（脇本茂紀君） 市長。

市長（小坂政司君） 今回の国民健康保険、また介護保険、後期高齢者保険、こういったものの保険制度、その現行の保険制度で、さまざまな自治体が運営をしております。その中では、それぞれの自治体がまだまだ努力をし、そういった保険料の軽減策をしていかなければならないわけでございますけれども、この3月定例会、各自治体ともこういった苦渋の中で値上げ、また竹原市以上の値上げ率、税率の改正をされておられます。

これは非常に苦渋の決断でございまして、我々が16億円を何か収入として皆さんからいただくわけでもなくて、それぞれの保険制度の健全な運営に使うわけでございます。また、地域の活性化というのは、また別の次元の金の分類としてはですね、そして地域の活性化を図るわけでございます。そういった中で、現行制度での運用でございまして、今、まさに我々市長会においても、市町村会、また地方六団体においても、今、厳しく国の責任で社会保障改革をお願いしているところでありまして、少子・高齢化の中で、国のこの形の中では、現行制度では大変厳しいということでございます。したがって、我々ができること、また我々が国にやっていただかなければならないこと、これはしっかり議会の皆様方にも御理解をいただきたいと、このように思っております。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） 市長、どこまで調査をされた上でこういう結論になったのか、私はわかりませんが、現実に国民健康保険税を引き下げておるところもあるんですよ。例えば、群馬県の伊勢崎市とか、太田市とか、大分県の日田市とか、福岡市とか、私全部調べておりませんがね。そういうところも現実にあるんですよ。そうしますと市長、あなたが苦渋の決断だと言われるならば、そうした全国の状況等を見て、その上でこうなんだということが説明としてなかねばならんですよ。だから、どうしても生活困窮家庭、死ぬというわけにはいかない。きょうの命をあすに引き継いでいくための手当もこういうふうにしましたよ。それで零細な小売業とか飲食業者に対しては、もう融資もいっぱいだねと、現実にそうですよ。もう耐え切れんほどの借金抱えておるんじやから、だから税金も払えんのですよ。それが実態じゃないんですか。そうしたことへここまで配慮したから、苦渋の決断として、これだけの御負担をお願いしたいというならば、私はそれは市民の大方の皆さんは納得をしていただけたと思いますけれども、言葉だけの苦渋の決断にしか私は思えないんですよ。そのことは指摘させていただいておきますよ。

それで、果たして市長を含めて、国民健康保険制度というものを本当に理解しておるかどうかということなんですね。今回、答弁では、これから毎年していくというような御回

答いただいておりますから、私はこの件に関しては、まさに革命的な転換期であると、このように考えております。といいますのは、平均12.5%、来年度決算を迎えて、基金の状況と繰越金の状況を見れば、そこで見直しをすれば、例えば、議会の議論としても、ここまでなら引き下げられるかもわからないねという議論になるのか、あるいはそういうふうに余裕はあるが、上げたり下げたりはできないから据え置こうねという議論ができるかね。それが毎年毎年ですよ、議会の審議、もっといえば議会統制の上で決定する。そうすると、提案をした市長の責任だけじゃなくて、まさに決定をした我々議会の責任にもなるんですよ。そこで、まさに提案する側、執行する側、決定する側の車の両輪としての重い負担をともに分かち合うことができるということなんです、市長ね。私はこの議会においても、いろいろな政策提案とか要望ありましたよ。しかし、結局のところ、我々が活動できるのは、市民の税負担においてでしか我々活動できんのですよ。そうでしょう、金のなる木がどこかにあるわけじゃない。それはもちろん、理事者側というか、執行する側からいえば、いやいや国の補助金これだけ取って帰ってきて、竹原市のためにやってやろうやという理屈も立つかもわからんが、私はそれはそろそろ捨てたほうがいいと思う。そのもととなる市税というものがあって、住民負担というものがあって初めて行政というのは維持できるし、活動できる話ですから。常に住民負担との関係というのは、私はやっぱりしっかりと胸に刻み込まなければならぬと思いますよ。そして1年1年に、1年ごとに議論をしていく中で、例えば、こういう医療サービスしたらどうかというときには、当然そこには負担という国民健康保険税の上げるのかどうかという話も、保険事業によっては違ってきますからね、我々の側にも非常に重い責任を自覚させるという効果があるんですよ。

そこで市長ね、本来ならば最初にしなければならないのは、来年度の医療費が一体全体幾らかかるんやと。それで、それに対して国県の負担金というか拠出金、これがありますねと。それで、国民健康保険法が命じるところの一般会計からの法定繰り入れがありますよね。それで、患者が医者へ行ったら、患者負担したところの負担金ですよ。それを医療費総額から控除したものをそれぞれの納税義務者へ一定の方式に従って案分をしてくるんですよ。ですから、本来ならば、療養費が明らかにならなければならないが、今、その問題は分科会のほうでやるとしても、きょうのところは、それ以上は申し上げられません。本来はそういうことですからね。そうすると、療養費が膨らみ続ける限りは、国民健康保険税、ずっと上がっていかざるを得んのですね。そうすると、超高齢化社会を迎えるに当た

った竹原市において、一体いつまで上げ続けることができるのかということでしょう。例えば、今のままでいけば、10年後果たしてどれだけの国民健康保険税の負担になっておるかということでしょう。相当の額ですよ。まして国民年金だけで生活をしておられる方にとっては、もう負担に耐え切れないというのが実情じゃないでしょうかね。そうでしょう。皆さん方は非常に恵まれておられるから、そうした草ぐさの民言いますかね、地をはいずり回るようにしてでも、きょうの命をつながなければならぬ人々の苦しみというのがなかなか理解できんかもわからんけれども、もしそのところの行政責任というものを放棄したときには、行政は果たしてどうなんでしょうかねということですよ。

そこで、減免制度についても、非常に私は誤解があると思うんです。本来、軽減措置は先ほど申し上げましたように、昭和37年の全国町村会の要望を受けて制度化された。しかし、同時に、国民健康保険税法でもいいし、国民健康保険法を見ていただいてもいいが、じゃあ、そうしたいわゆる公的負担を導入しても、なお救い切れない人がおる、所得ゼロの人がおるから、減免制度というのを設けておるんですよ。

それで、市長、あえて市長答弁に求めませんが、それじゃ全国の市町村で、そうした低所得者であるとか、あるいは所得のない人に対して、減免を実施した額が一体どの程度あるか、お聞きになっておられますかね。別に市長じゃなくても、副市長でもいいんですよ。そこら辺も理解をされた上での苦渋の決断じゃったのかどうかを確認しておかなきゃなりませんから、どなたでもいいから、答弁をお願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 市民生活部長。

市民生活部長（谷岡 亨君） 今、議員が指摘いただきました、その減免による額と申しますか、繰り入れですかね。これについては、全国的にもそういうことがあるというのは承知いたしております。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） 私が持つておる資料で言いますと、厚労省の全国統計。国民健康保険税の減免のために市町村が負担した額は、全国総計153億円なんですよ。それで、法定外繰り入れの中で4.3%占めておるんです。そうでしょう。竹原市は県から来たわけのわからん部長が混ぜくり返して、結局、ラクダが針の穴を通るほどに、そのように難しいような状況で、規則をつくってからたった1件ですよ。賦課する段階で、所得があった人、それから途中、例えば、世帯主が病気になったりとか、事故に遭ったりしたときに、それはいろいろと措置はありますよね。それはそうした一時的な状況が回復されれば、担

税力が復活するからということ、徴収猶予があつたりいろいろするわけですよ。しかし、その担税力の回復がない、そうした場合には、やはり生存権の保障としての社会保障でありますから、減免で減額をしたり、あるいは免除したりということがもともと法の制度としてあるわけなんですよ。それを担当者の何かようわからんが、主観によって、それがねじ曲げられてきたのが、これまでの歴史なんですよ。私は今の段階で反省とかどうか言いませんよ。

そこで、竹原市の場合は、生活保護を基準にして規定を設けておりますね。本来、例えば、そうした減免については、どういうふうに抱えておるかといいますと、こういうことですよ。もっぱら納税義務者の担税力のいかに着目して減免するものであるから、単に総所得金額等が一定金額以下のものというような、一定の枠によって減免の範囲を指定することはできない。こういうことなんです、市長ね。個々の納税義務者によって、それぞれ違うわけじゃから、一定の基準であれば国保財政がもちませんよと。同時に、軽減額については、公費負担も規定しておりますけど、減免の場合は、被保険者に迷惑をかけるわけにもいかないから、保険制度守らにゃいけんからね。じゃから、それは一般会計から繰り入れなさいねと、一般財源でもって充てなさいねというのが先ほどの数字ですよ。

そこで、どなたが答弁をいただけるかわかりませんが、現行の減免規則については、やはり国民健康保険法の基本的な考え方からいうても、厚生労働省の考えとることからいうてもおかしいわけですから、早期の改善を求めたいと思いますが、答弁をお願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 総務部長。

総務部長（今榮敏彦君） 税の減免にかかわる御質問でございます。税の減免にかかわりまして、やはりこれらのことにつきましても個別の事情がそれぞれ異なる案件に対して取り組むべきことでございます。救済が必要な方を適切に救済できるような明確な判定基準が設けられるかどうかといったことも技術的な部分もあるわけでございますが、今後にはなるかと思っておりますけれども、他市町の議員御指摘のような事例等もございます。また、答弁申し上げましたとおり、国の制度見直しというのは、現在も進められているわけでございます。これらの動向を踏まえた上で、随時検討させていただくことになろうかというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） これ以上減免について深入りすることは避けさせていただきたいと

思うんですよ。

そこで、皆さんよく考えていただきたいんですけど、今、ずっとここんところ国の動向とか制度設計の話ですよ。当然、その制度設計も地方六団体といいますか、こうしたものの要望等を受けて、やっぱり政府のほうもその制度設計していく話ですよ。それで、そうしますと、この議会において、一般質問においても、こども園とか、いろいろなことが議論されました。しかし、それは間違いなく消費税増税を前提にしての制度設計と、こういうことになるわけですよ。それで、私も市会議員として、やっぱり選挙の洗礼を受けなきゃならん。どうしてもばらまきであるとか、どぶ板であるとか、そういうことから抜け切れない世界へ足踏み入れておるわけですよ。できることならば、皆さんに口当たりのいいことを言うて過ごせるものなら過ごしたいけれども、しかし、そうはいかん世界ですよ。そしてそれは市長ですよ。私は何か国民とか市民の目に見えないところで、ちょっと言葉が悪かったらこらえていただきますけれども、それで、そこで国に対しては、地方消費税の拡充強化とか、いろいろ突き上げていくわけですよ、要望とか陳情という形でね。そうして、もう10%にするということは民主党も自民党も一緒なんですよ。本来ならば私とすれば、例えば、地方六団体、そうしたどっちがどっちじゃ言うんは、確かに言い分はあるかもわからんが、しかし、国家財政あるいは地方財政を考えた場合に、何とか潤ってくれえやあいうようなですよ。私らは調停役というか、調整役をされてもええんじやろう思うんですよ、政治の世界ですからね。そうしたことは一切なしに、私は国会議員は本当にかわいそうだと思うんですよ。それで、我々は要求すればいいわけですからね。しかし、どこかの時点では今回の国民健康保険、ある意味では4つですからね、住民税含めてですよ。どこかの段階でそれが来るということでしょう。そうなってくると、やはり行政が提供するサービスには必ずコストかかっているわけですからね。そしてそれを負担するというのは、やっぱり住民じゃないですか。それで、そこで、私はこれ市長には非常に酷な言い方になるかもわからんですけども、私は全国市長会のメンバーとしても、あるいは政府の予算がそういうふうにある意味消費税の答弁は3%の増税でしょう。これを組み込んだ形での予算編成になっておるんじゃないでしょうかね。だとするならば、それこそ苦渋の決断になるかもわからんけれども、市民の皆さん、ぜひ受け入れてくださいというような、ある意味でいえば国政と連動したような責任のとり方といいますか、市民へのアピールといいますか、私はそういうことをされてもいいんじゃないかと思うんですよ。その点について、もし御答弁がいただければ御答弁をいただきたいと思

ます。無理なら無理で構いませんから。

議長（脇本茂紀君） 市長。

市長（小坂政司君） これまでの議論の中で、国は今、税と社会保障の一体改革ということで、これ大きな課題とされております。皆様も御承知のように、国の財政というのは、ヨーロッパもギリシャも含め、中身は違いますけれども、財政破綻の状況が続いております。日本もそういった意味では、国債の発行残高を見ても、大変厳しい状況にあります。加えて、これから将来において、今もですけれども、少子・高齢化がますます進展するわけでございます。努力は必要でございますが、社会保障費は年々増大をするということで、財源的に今議論されております消費税は5%が10%向かう。また試算すれば、財政をもたすためには、もっとそれ以上の税率が要るのではないかというふうなことも議論されておるわけでございますけれども、そういった中で、やはり我々市長会を含めて、地方六団体は、地方税率の引き上げなどにより偏在性の少ない安定的な財源の確保は必要ではないかというふうな要望をしております。今まさに国会でも議論されておるし、我々自治体もいろんな課題があるわけでございますけれども、その中には、税率を上げるということの中では、歳出の削減、これも必要でございますし、今、さまざまな形で国会でも改革あるいはされております。それが先ではないかとか、景気の回復が先ではないかとか、さまざまな議論があります。そういったさまざまな議論がありますけれども、この財源の確保という中では、同時進行も必要ではないかというふうに思っておりますので、そういったことも国会で、あるいは地方自治体でも議論をしていかなければいけないと思いますし、今後においても、全国市長会を通じまして、地方六団体と協調しながら、すべての国民が安心できるような、将来にわたって財源確保も含めて、社会保障制度の充実、安定を国の責任でもってやっていただくというのが、きょうの議論もそうですけれども、地方六団体含めた地方自治体の総意ではなかろうかというふうに思っておりますので、国の責任において、そういったものを確立していただくような要望活動をしておりますので、ぜひ御理解のほど、よろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） 常に増税のときには自民党のときもそうですね。昭和41年ですよ、赤字国債を発行したのがね。東京オリンピックが終わって、鍋底不況に陥っていく。その中で、佐藤政権のときに、その当時の大蔵大臣が福田赳夫さんですよ。恐らくその当時、小泉元総理も既に活躍をされておったのかどうかわかりませんが、その例の小

泉構造改革によって、医療崩壊であるとか、産科崩壊であるとか、非常に厳しい。それで竹原市も含めた地方自治体も三位一体改革という形で無駄だと言われてきたんですね。その当時の本を見ますと、財政構造改革とかいろいろな本がありますがけれども、やはり一番の眼目は、地方の行革なんだと、地方交付税の改革なんだというのが非常に強かったんですよ。しかし、そうした中で聖域なき構造改革で、地方交付税も含めた三位一体改革によって、竹原市財政を初め全国の自治体がどれだけ非常に厳しい財政状況に置かれて、ある意味、塗炭の苦しみ、市長なんか恐らくそうじゃろうと思いますよ、予算編成するにしても、非常に大変じゃったと思いますよ。私、そっくりようわかるんですよ。果たして無駄によって幾ら削減できるのかね。1,000兆円になんなんとする借金がね。そう簡単に財源が生み出せるわけではないし、消費税で言いますと、大平さんのときから、大平、鈴木善幸ね、鈴木さんの次がどなたでしたかね。中曽根さん、それからずっといって竹下さんでようやく実現したわけでしょう。だから私は政治とか負担増というのは、まさに政治なんだと、こういうことを申し上げておるんですよ。例えば、医療の分野において、これが無駄だとか、例えば、生活保護の分野において、これが無駄なんだと、果たしてどれだけ切れますかね。切ったときの実際基礎自治体として、その現場を市民生活の安全・安心をあずかっておる市長とすれば大変な話になりますよね。恐らく現場は相当混乱するわけでしょう。ですから、私はやはりそこは明確に、いや反対なら反対でいいんですよ。竹原市独自の行政改革によって、国の財政がどうなるろうとも、竹原市の安定的な財政運営は、為政者として私が責任を持ってやると言えば、これはそれでいいと思うんですよ。しかし、竹原市だけが単独でなかなか財政運営はできない。国家財政の中に組み込まれて、依存財源に大きく依存しておるわけですから、だから3割自治と言われるわけでしょう。そうでしょう。そうすると、国の制度設計とか、国の方針とかとなれば、私は堂々と市長の立場からすれば、責任ある予算編成をするためには、私は消費税増税やむなしと言われたほうが筋としては通ると思うんですよ。答弁はいただきませんが。

そこで、同時に、もう時間もなくなりましたので、今の国家公務員の給与削減法ですね。それで、その附帯決議の中に盛り込まれたと。そして同時に私もかねて申し上げたように、一昨年のラスパイレスでいえば、広島県で第1位、全国で第9番目じゃったですかね、その問題があるわけですよ。そこんところを私は引き続き、私、財務大臣じゃないんですよ。そうした国民感情、市民感情、あるいは財政の状況等を考えて、どうあるべきなのかと、やっぱり考えていただきたい。

ことしの新聞報道で見ますと、よく私たちが在職当時は、よく似たところとして、一つが大竹市ですよ。全予算の中に占める割合が18%、竹原市は恐らく20%じゃなかったですかね。それで、予算規模は大竹市のほうが大きいわけですから、若干そこら辺も踏まえて、いろいろと難しい問題はあろうかと思えますけれども、市民に納得をしていただけるような給与のあり方というのを引き続き御検討をしていただくことを要望して、私の一般質問を終わらせていただきます。言葉が過ぎたところは御容赦願いたいと思えますので、よろしくをお願いします。

議長（脇本茂紀君） 以上をもって、宮原忠行君の一般質問を終結いたします。

これをもって一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。予算特別委員会審査などのため、ただいまから3月19日の予算特別委員会審査終了まで休会にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） 御異議なしと認めます。よって、ただいまから3月19日の予算特別委員会審査終了まで休会とすることに決しました。

3月19日、予算特別委員会審査が終了次第、会議を再開することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前11時27分 散会